## 特集・変成する古代神話 「氏文」研究の現在

## 方法と性質 逸文にみる 『高橋氏文』の

藤

浩

関する伝承である。これに対して第三章は、『本朝月令』六月 とは性格を異にしている。 政官符であり、純然たる説話を含んでいない点が前の二つの章 四度に亘る職掌をめぐっての抗争とその決着について記した太 の「十一日神今食祭事」の条に引かれた、高橋・安曇両氏の、 『政事要略』に引かれた高橋氏の祖イハカムツカリノミコトに 論を進めるが、この第一章と第二章は、それぞれ『本朝月令』 関する論考はこれに基づいている。本稿でも『考注』に拠って 所引の逸文から窺い知るほかない。伴信友がこれらの逸文を纏 めて三章に分け注釈を施した草稿が、没後『高橋氏文考注』 しておらず、内容は『本朝月令』『政事要略』『年中行事秘抄』 (以下『考注』)として出版されており、諸氏の『高橋氏文』に 稿で扱う『髙橋氏文』は、 周知のように完本としては現存

書かれた時代のずれなど、『高橋氏文』の成立をめぐるものと、

更に前者には、『高橋氏文』自体が編まれた状況や各章が

みを通して、『高橋氏文』の方法と性質を考えてみたい

官制や祭祀の実態、或いは氏族の動向等であるかに大別され 文』そのものであるか、主に『考注』第三章の記事に関連する

本書についての研究史を概観すると、考察の対象が

『高橋氏

うになってきている。 れていることが指摘されているのである には記・紀の段階では見られなかった祭儀神話の性質が加えら の所伝を一本化したテキストと捉え直し、氏文に記される神話 るのとは逆の方向で、記・紀の受容の問題として論じられるよ 捉えてきたのである。ところが近年氏文は、記・紀から遡及す る帝紀及び舊辭」に該当するものの内容を推定する資料として 記・紀に漏れたものが氏文に記載されるという三段階の発展の 過程を想定した上で、氏文を古事記序文に書かれる「諸家の費 た神話・伝説・系譜が、取捨選択を経て記・紀に採られ いう点において認められてきた。即ち、氏族が個々に伝えてい 記紀以前の氏族の伝承や系譜が反映されている可能性があると 究史も含めて網羅的に『髙橋氏文』を扱うものがある。 第一・二章の伝承の内容を対象とするもの、(6) 本稿では、 『高橋氏文』のような氏文と総称される文献の意義は従 研究史の動向を踏まえて、逸文の三つの記事の読 氏文を、本来全く別個に存在した記・紀 総合的見地

符を引用したこの記事が『高橋氏文』逸文と認められるか否か 問題となる。第一・二章との相違は、夙に伴信友が はじめに、 -延暦十一年に、素より在來れる氏文に書副たるものなり。 (空) 『考注』の第三章を見てゆきたい。先ず、 太政 官

得る状況である

記事を採録している。信友は、当該の太政官符を逸文と認める たと見るべきである。 ことから、『髙橋氏文』は第三章を含んだ形で成書化されてい 橋氏文云」と記した上で、以下にこの太政官符を記載している もある。しかし『本朝月令』の該当箇所は、 理由を明言しておらず、その一貫性を欠く扱いについての批判 摘しているが、『考注』は先述のように第三章を立てこの 記事の冒頭に 一高

った神亀二年正月であることの三点が疑義として残る。三点目官位が「從五位下」に叙されるのは記事の霊亀二年より九年降 ていること、太政官符の書式として異例であること、安曇刀の 延暦十一年の官符の存在自体には蓋然性が認められるであろ れている。神今食の成立時期については反論がなされており、 しての神今食の成立も延暦年間以降と考えるべきことが論じら 原官符とは認め難いこと、また神今食が実施された確実な例は 『續日本紀』延暦九年六月条以前に溯ることはできず、祭儀と つ、この太政官符そのものの信頼性をどう見るかということで その一方で、 の問題は、末尾に「延暦十一年三月十九日」の日付を持 当該官符には、後述するように史料的な問題点があっ 内容が一貫して髙橋氏側の立場から叙述され 7

> 二点は、原官符に手を加えた結果と考えるのが妥当であろう。 氏文』成書化以後の加筆であるか、 それも『高橋氏文』への引用の際の「 の安曇刀の叙位は、 延暦十一年以前の加筆である可能性がある。 官符の日付から六十七年二箇月溯るのであ いずれの可能性も想定され 「繕冩」か、或いは『高橋(5) これを除いた

ŋ

氏文』は本文構成上も『古語拾遺』との共通点を有しているの である。いっぽう『高橋氏文』第三章も、おそらくは との関係の中での忌部氏の扱いに関する問題点を指摘した内容 『古語拾遺』末尾には「所遺」十一条が付されており、 接の動機となった『古語拾遺』の場合との類似性が見られる(\*) 橋・安曇両氏の内膳奉仕の職掌を巡る争議があったことはは である。 の顚末を参考資料的意味あいで付したものと見られる。『髙橋 の順序どおり、系譜・伝承を記した本文の後に安曇氏との争議 されるように、祭祀を巡る忌部・中臣両氏の争いが、 きりしている。そういう意味で、本書の成立事情には既に指摘 『髙橋氏文』が編まれた背景には、 本章に書か れるような 中臣氏 直

て上代特殊仮名遣いが保たれていることが特徴として指摘され 同様『本朝月令』に引かれた逸文であるが、内容・表記ともに 大きく性格が異なっている。 一章の問題の所在を確認しておく。 次に、イハカムツカリノミコト関係記事が記載される第一・ 用字法の面からは「へ」音を除 第一章の記事は、

次に掲げる五点について差異が存している。 大に掲げる五点について差異が存している。 表記法については、純漢文体と宣命体の二つの文体の混淆る。表記法については、純漢文体と宣命体の二つの文体の混淆る。表記法については、純漢文体と宣命体の二つの文体の混淆を表記法については、純漢文体と宣命体の二つの文体の混淆

二、イハカムツカリが遂に姿を見せなかった鳥に詛ひをかけるれたイハカムツカリであること

海に入った人物が、天皇自身ではなく、

大后八坂媛に請わ

四、料理をイハカムツカリ自身が行わず、無邪志・知々夫國造三、獲物が蛤のみではなく、鰹に加えて蛤となっていることこと

されていること
五、料理の装束が手繦だけでなく、縵・みづら・帯・足纒が記

を喚んで行わせていること

階を経ての加筆を考えるかで見解が分れる。ただ、管見の限り『高橋氏文』の記事をそのまま高橋氏の古伝承と認めるか、段ているとの見方が『考注』以来一般的である。その場合に、らも明らかであるが、高橋氏側の古伝が景行紀の記事に反映しとなっている。両者間に影響関係があることは、表記の類似かこのように、『高橋氏文』は『日本書紀』に比べて詳細な内容

後者の立場を採る諸説はいずれも、『日本書紀』『高橋氏文』お

に坐しまし、

磐鹿六獦の命も、亦、留り、

侍りき。この

第二章は、他の二章とは異なり『政事要略』所引の逸文であの読みを通して考えてみる必要があろう。に指摘していない。この点も、双方のイハカムツカリ関係記事のおのの編者によってどのような手が加えられたのかを具体的

との影響関係の有無等について検討する余地はあるだろう。との影響関係の有無等について検討する余地はあるだろう。との影響関係の有無等について検討する余地はあるが、上代特殊景行朝に作られた現存最古の宣命とする説もあるが、上代特殊景行朝に作られた現存最古の宣命とする説もあるが、上代特殊景行朝に作られた現存最古の宣命とする説もあるが、上代特殊景行朝に作られた現存最古の宣命とする説もあるが、上代特殊景行朝に作られた現存最古の宣命とする説もあるが、上代特殊景行朝に作られた現存最古の宣命とする説もあるが、上代特殊景行朝に作られた現存最古の宣命という内容である。これを長としての地位と、若狭国を与えるという内容である。これを表している。

Ξ

追って海に入った経緯は、それぞれ次のように書かれ 読んで、五つの相違点を順次検討してゆくことにする。 を踏まえながら、第一章の記事を景行五十三年紀と対比しつつ 先ず重要なのは、 ここで、前節で掲げたイハカムツカリ関係記事の問題 に、行幸して、 冬十月、上ツ總の國、 磐鹿六獦命、 一点目の人物についての異同である。 御獦せしめ給ひき。大后、 安房の、浮島の宮に、到りましき。 従駕に仕へ奉りき。天皇、 八坂媛は、 葛飾の野 借宮 鳥を

。日本書紀』では、

薨去したヤマトタケル

0

東征の足跡を辿

畤 大后、 聞 磐鹿六獦の命に、詔り給はく、この浦に、 それ、 駕我久久、 鳴けり。 その形を、 見まく 異鳥

冬十月に、 Ŀ 一總國に至りて、 海路 より 淡水門を渡りたま (『高橋氏·

尋ねて海の中に出でます。 時に、覺駕鳥の聲聞 W) 其の形を見さむと欲 (『日本書紀』)

至るのであるが、この行幸の発端は、 いずれの場合も、 (又の名は、 愛しき子を顧ふこと、 倭武の王)の、平け給ひし國々を、 天皇は当該部分の舞台となる上 何れの日にか止まん。 次の詔に示されている。 總付近の 小碓 巡狩んと

朕愛みし子を顧ぶこと、 の王の平けし國を巡狩むと欲ふ 何の日にか止まむ。 (『日本書紀』) 冀はくは、

(『髙橋氏文』)

61

び立った白鳥は、 マトタケルの霊魂が白鳥と化して飛び去ったという景行紀四十 明記されてはいる。また覺駕鳥も、 `記事が自然に想起されのではないか。 異鳥の聲を聞いて姿を追ったという引用記事を読 伊勢を経て東国入りしていることになる。景行天皇の一行 琴彈原、舊市邑を経て天上へと飛び去ること 諸注 勿論、 の指領 能褒野陵を飛 のように鷹科 記む時、

聞こえた覺駕鳥の姿を追い求めたというのである。

海の中まで

ムツカリに鳥を見たいと詔したとされる理由は釈然としない

皇子の平定した東国を訪ねる途次の上總國で、声だけ マトタケルの没後十三年を経ても亡き皇子を偲ぶ心やみ のミサゴを指しているとすれば、

白い鳥ではない。

だが天皇

夕

鳥を追った人物は、

あくまでも文脈上景行天皇でなけらばなら

である。

ないだろう。 三章の部分しか現存しておらず、 『高橋氏文』の逸文は、 最初にふれたように『考注』 所謂ヤマトタケル伝説が本

けらばならない。 でも、 行紀四年春二月の条に記載される八坂入媛のことだと言われ 幸しており、鳥が留守中の借宮に現れる。鳥の声を聞いて、 天皇が安房浮島宮に到った事情は 文に記載されていたかどうかの判断はつきかねる。 る。 る。 3 皇子は稚足彦天皇即ち後の成務天皇である。その意味では カムツカリにその姿を見たいと詔を下した大后八坂媛は、 景行天皇の妃として、七男六女を生んだ人物で、 引用したような形で景行天皇の詔が記されているので、 『髙橋氏文』では、天皇が葛餝野へ 『日本書紀』と同様に考えな しかしここ 御獦に行 第 7

明確にされていない。 記されるだけで、八坂入媛との血縁は ようにヤマトタケルは、 磨稻日大郎姫(景行紀元年二月条)が吉備臣系である。 入彦皇子の女であるが、父系の祖父母は崇神天皇と尾張大海 皇子の母と言うことになる。 生前のヤマトタケルとは皇位継承を巡って敵対関係の生じ得る かったと判断すべきだろう。『高橋氏文』で、八坂媛がイハカ っている。しかし宮簀媛は「尾張氏の女」(景行紀四十年) (崇神紀元年二月条) ケルを追悼する感情を、 である。いっぽうヤマトタケル 這般の事情から八坂 東征の途中で、 それほど強くは持ち得る立 系譜的に見ると八坂入媛は 『日本書紀』においては 尾張氏系の宮簀媛を娶 (入)媛は、 は 八坂 媛

ない部分もある。そのような疑問はさておき、経緯で蛤を得たのか等については記載されておらず、判然としは結局鳥の姿を見ることができたのかどうか、またどのようなは天皇が得た蛤を、蒲を手繦にかけ自身で調理している。天皇四とも関わる問題である。『日本書紀』では、イハカムツカリ

を受けたイハカムツカリが鳥を追うことは、

前節の相違点

故、六鴈命の功を美めて、膳大伴部を賜ふ。

(『日本書紀』)

承となるのである。 あればこそ、内膳司の膳臣・髙橋朝臣の職掌に合致した祖先伝皇の心を、料理で慰めたことに対する褒賞と見られる。そうで と書かれるのは、文脈の上からは鳥を追いきれずに落胆した天

生かして、軍事的役割をも果たすようになるとの発展段階を考勝・狩猟であったが、そこで培われた航海と対象を倒す技術を息に「祖等の墓記」の提出を命ぜられた十八氏に「膳部」が含息に「祖等の墓記」の提出を命ぜられた十八氏に「膳部」が含息に「祖等の墓記」の提出を命ぜられた十八氏に「膳部」が含息に「祖等の墓記」の提出を命ぜられた小る。その上で、十四の膳臣関係の記事がある。特に最後の持統五年八月条には、天の膳臣関係の記事がある。特に最後の持統五年八月条には、天の膳臣関係の記事がある。特に最後の持統五年八月条には、天の膳臣関係の記事がある。『日本書紀』には、十四箇所無介類を採ることに及んでいる。『日本書紀』には、十四箇所無介類を採ることに及んでいる。『日本書紀』には、十四箇所無介類を採ることに及れているとの発展段階を考している。

ものと推定されるのではないだろうか。 ものと推定されるのではないだろうか。 ものと推定された膳氏の纂記の内容は、呪的料理人としてのいるなどの鎮魂的効果を持つ点が重要なのである。持統の詔が行う料理の特徴は、天皇の怒りを静めたり、落胆から立ち直場合と対比させて読むとき『日本書紀』に記された膳氏の人物のせるなどの鎮魂的効果を持つ点が重要なのである。持統の詔理したことにある。注目すべきは、膳臣長野の料理が天皇の調理したことができるが、その行為の主眼は天皇一行が得た獲物を膾にことができるが、その行為の主眼は天皇一行が得た獲物を膾に

ことは知られるが、そのことが当該説話の内容にまで反映して う。なお、膳・髙橋氏の基盤が志摩・若狭等の海洋国に存した な膳氏の伝承の性質に合致していると言うことができるだろ なわせている点が象徴的である。國造の職掌は祭祀と関係して はいない点を確認し、 おり、この二国の海洋的性質は稀薄であるのも、 た、イハカムツカリが武蔵・秩父二国の國造を喚んで調理を行 は見られないが、『高橋氏文』では四つ目の相違点として掲げ 氏族としての基盤が海人との深い関係に根差していることが窺 嶋の海人を率いて反乱を起こす(履中八十七年春正月) 人を平定し海人の宰となったり(應神三年十一月条)、 端を作った安曇氏の祖先伝承を見ると、 われる。『日本書紀』には膳氏との海人との関わりを示す記事 内膳司の職掌について膳氏と対立し、『高橋氏文』編纂の発 詳細は次節でふれることにしたい。 大濱宿禰がさばめく海 指摘したよう 淡路

条の記事では、

携わったことは記されてはいないことに気づく。

たしかに膳臣長野が狩猟の場に居たように読む

摘される十四の記事を読むと、

膳氏の人物が直接魚撈・狩猟に

雄略二年十月

える論もある。ところが、この膳氏の纂記に依った可能性が指

ある。鳥に対する詛ひ 遺』の天石窟条での太玉命が諸部神を率いて種々の品を作らせ て形成されたものと判断すべきである。相違点四のイハカムツ カリが武蔵・秩父國造を召して料理をさせる箇所は、『古語拾

めるという『日本書紀』の内容をもとに、種々の要素を付加し

であろう。 魚撈・狩猟にまで及ぼす『高橋氏文』編纂時の作為によったの る部分の記述と同様に「自家顯揚の爲の造作」と捉える見方が イハカムツカリの業績を料理だけにとどまらせず、海での (相違点二)、鰹を得たこと(相違点三)

そう考えたとき、先ほどは疑問として残した、八坂媛が詔を

ととるか、俄に判断のつきかねる部分である。

自らの得た鰹と蛤を料理し天皇を慰めたイハカムツカリの功績 伴った伝承が記されている。大后八坂媛を介在させることで、 ある。八坂入媛は『伊予國風土記』逸文にも景行天皇の行幸に 皇の詔を受けて鳥を追ったのでは、 下すという筋書きの意味も自ずと説明がつくであろう。 った責めを免れず、その手柄を語ることができなくなるからで みを強調することが可能となるのである。 五つ目の相違点として挙げた、調理の装束等についての記述 イハカムツカリは鳥を見失 直接天

をどう捉えるかという問題が残されるので、先ず当該部分を引 見て、日影を取りて縵と爲、 まさき葛を採りてたすきにかけ、帶に爲、足纒に結ひ 雑の物を供御へ結ひ餝りて、 の梔の葉を見て、 高次八枚に刺し作り、 蒲の葉を以ちてみづらを巻 乗興御獦より還り入り坐 眞木の 葉を

す時に供へ奉らむとす。

う、やはり料理に関わる他書には見えない独自の記事が記載さ こともできるだろう。だが内容的には、膳氏の本来の職掌であ 様に『髙橋氏文』編纂の際の『日本書紀』に基づく作文と見る 景行紀五十三年記事に採られなかった膳部の纂記の記事の名残 れている点は注目してもよいだろう。『日本書紀』第七段本文 る料理の装束を記したものであり、梔の葉を高次に作るとい アメノウズメの所作を想起させる書きぶりである。 (或いは『古事記』上巻)の記事に依拠する「繕冩」ととるか、 『考注』にも言及があるように、記・紀の天石屋戸神話条の 第一点と同

ずに、鳥を捕ることに関心が移ってしまっているのは、 膳氏の手から完全に離れてしまったためだと考えられる。 は大きく異なったものとなっている。料理については全くふれ て鳥取の姓を賜っており、内容的には景行紀や『髙橋氏文』と 地はある。「伊賀理ノ命」とされる人物名が、賀久賀鳥を捉え 陸國風土記』本文には採られておらず、資料価値を検討する余 は、当該伝承の異伝が見られる。この逸文の関連記事は、 なお、栗田寛採択の『塵嚢』所引『常陸國風土記』 逸 文に

## 四

を抱いたこと、葬を親王に准じて行ったこと、更に宣命使の名 が書かれている。概ね六国史所載の親王・臣下の薨去記事の宣 がなされている。ここでは、専ら内容面に絞って読んでゆきた い。前文には、 第二章の記事は、 ムツカリノミコトの薨去年齢、 先述のように、既に仮名遣い・ 天皇が哀惜の 語法の検討

ことは他の宣命には見られず、

独自性が認められる。

が記されている点が挙げられる。国史では葬の記事はなく、親王の場合に限り喪事監護の人物名、母の名・本人の履歴の記事がなく簡略なことがある。また六命の前文・後文の書きぶりと一致している。相違点には先ず、

三章の太政官符で問題とされる神今食にはふれられていないこ 分を含めて、神今食の起源をイハカムツカリに結び付けて語ろ とが注目される。このことから『高橋氏文』には、 うとする意図がないものと推定してよいだろう。 宣命の部分は、 新嘗祭・膳職の御膳の二点についてのみ記されており、 子孫の処遇が順に述べられる。 天皇の哀惜の情に続き、 イハカムツカリ 功績 の顕彰、 御魂 散逸した部 Ó を祭の 0 御魂 功 ñ

高橋虫麿は、常陸國司に任ぜられていた藤原宇合と親交があ局橋虫麿は、常陸國司に任ぜられていた藤原宇合と親交があた三国と膳・高橋氏の関わりを見ると、上総は第一章の舞台でた三国と膳・高橋氏の関わりを見ると、上総は第一章の舞台でた三国と膳・高橋氏の関わりを見ると、上総は第一章の舞台でた三国と膳・高橋氏の関わりを見ると、上総は第一章の舞台でなり、 と、若狭國の利権を与えると書かれている。ここに挙げられ任じ、若狭國の利権を与えると書かれている。こに挙げられ

> 説く記事が『高橋氏文』に記載されていた筈だという推定もあして國司の職を世襲していたことが知られており、その由来を きだとの視点は説得力を持つ。 他の国との異なった性質を見るべきではないだろうか。 が土着性の強い國造ではなく、 を持っていた事情がわかる。そういう観点からは、 橋氏は國造階級を通して武蔵・秩父・若狭等の地方国と繋 る。ただ、見てきたように現存する逸文の記事からは、 して國司の職を世襲していたことが知られており、(\*\*) 髙橋氏と國造との関連が確認できる。 紀」によると「膳臣祖佐白米命兒荒砺命」である。 る記事を記載する姿勢には、安曇氏への対抗意識を読み取るべ ればこそ本書が淡路國の國長をイハカムツカリの子孫 また、 國司として関わる志摩國 なお、 初代若狭國造は 髙橋氏は志摩守と 膳・高橋氏 若狭でも、 が 「國造本 膳・髙 世

仮託して作られた記事と考えるべきだろう。 六国史の宣命に基づいて、八世紀後半以降にイハカムツカリに を持たない伝説的人物である。第二章は、『續日本紀』以下の 注意を要するであろう。イハカムツカリは、言うまでもなく姓 原朝臣永手が初出であり、実在性の確かな人物に限られるのは なお六国史で薨去記事に宣命が伴われるのは、先に挙げた藤

## Ŧ

いる。後者のみならず、前者の特に料理に纏わる部分にも、第一章の記事は、漢文体と宣命書きの二種の文体が混淆して逸文全体の性格づけをして纏めとしたい。に高橋氏文』逸文の各章の内容を読んで、問題点を考えて来『高橋氏文』逸文の各章の内容を読んで、問題点を考えて来

わけ神今食には欠かすことのできないものであって、

淡路に産する塩は、

淡路は、

安曇氏が密接な関係を持つ国と考えら

内膳奉仕に用いられるが、

そうであ

膳・高橋氏と東国

の結び付きを示

大伴部廣勝」の名が見られ、

は著名だが、『日本後紀』弘仁二年九月条にも「无邪志

『常陸國風土記』編纂への関与が取り沙汰されていること

て、始祖伝承を自家に有利な形で形成してゆく『高橋氏文』のある。重要なのは、『日本書紀』の記事に恣意的な加筆を行った三年条の記事に内容・表記の両面で依拠しているのは確実でる料理で天皇の心を慰撫・鎮静する内容の『日本書紀』景行五ある。だが漢文体の箇所が、イハカムツカリが自らの職掌とす膳・高橋氏の古伝承の内容が反映されている可能性があるには膳・高橋氏の古伝承の内容が反映されている可能性があるには

全く無関係の記事を用いて始祖伝承を作り上げているのであ事に記載される宣命であった。ここでは、イハカムツカリとは第二章が依拠するのは、『續日本紀』『續日本後紀』の薨去記手法に目を向けることであろう。

り、『高橋氏文』の手法の持つ恣意性は第一章に比べてより高

出だし得ないことになる。

っている。したものと考えられた。この章のみが、六国史以外のものに拠したものと考えられた。この章のみが、六国史以外のものに拠第三章は、太政官符をもとに第一章と同様の高橋氏側が加筆いものとなっている。

たしている『古語拾遺』『先代舊事本紀』のそれとは一線を画『日本書紀』に依りながらも『古事記』との統合・一本化を果ういう意味で、『高橋氏文』逸文の所伝の性格は、基本的にはノウズメの所作の記述を用いた可能性が残されるのである。そが確実な部分は指摘できない。わずか第一章にのみ、記のアメが確実な部分は指摘できない。

ずることはできない。そこで、各章の祭祀的要素の扱いを確認ず、全て人代の記事に限られるため、記・紀の祭儀神話化を論現存する『高橋氏文』逸文には、神話部分は含まれておら

していると言うべきであろう。

『日本書紀』の記事を律令祭儀と関連づけてゆく意図は全く見祭とは異なる呪術的なレベルのものである。従って、ここにはおびつけてゆくということであった。第一章のイハカムツカリの料理の「鎮魂」とは、言うまでもなく律令に規定された鎮魂的意味あいを帯びていた。だがこの性質は、当該部分が依拠魂的意味あいを帯びていた。だがこの性質は、当該部分が依拠しておきたい。第一章に記されるイハカムツカリの料理は、鎮しておきたい。第一章に記されるイハカムツカリの料理は、鎮

よって、ここでも律令祭儀との接点を新たに求めようとする動を巡って争議とその裁定を記したものと考えられるのである。内容は、神今食の場で起きた高橋・安曇両氏の内膳奉仕の職掌に取り上げてはいる。しかし、記事の下地となった太政官符の第三章の場合は逆に、律令に規定された神今食の祭儀を明確

認め得ないのである。には依拠する文献の記事を、律令祭儀と結びつけてゆく姿勢はには依拠する文献の記事を、律令祭儀と結びつけてゆく姿勢は確立に貢献したことを記す箇所を例外とすれば、『高橋氏文』(第二章において、イハカムツカリが新嘗祭と御膳奉仕制度のきは見られないのである。

ものと捉えるべきなのである。 共通性が多く見られた。しかし、記事の性質は大きく異なった『高橋氏文』には、成立事情や本文構成等『古語拾遺』との

草稿の序には「天保十三年三月廿日」の日付がある。活

註(1)

字による初出は『やまと叢誌』十三(『伴信友全集』 巻ほか再録)、なお本稿の『考注』の引用は全集版に拠る。

2 岡田莊司氏「天皇祭祀と国制機構―神今食と新嘗祭・大

再録)など、また視点は異なるが三品泰子氏「『髙橋氏文』 嘗祭─」(『國學院雜誌』第九十一巻第七号、『大嘗の祭り』 と実践―料理する宮廷宗教者たち―」(『古代文学』第三十

- 3 四号)もこれに該当しよう。 第五巻)など。 家と都城』、初出は坪井清足氏・岸俊夫氏編『古代の日本』 狩野久氏「御食国と膳氏―志摩と若狭」(『日本古代の国
- 4 二号)など。 早川万年氏「高橋氏文成立の背景」(『日本歴史』第五三
- 5 紀要(文学編)』十七)など。 小谷博泰氏「高橋氏文の筆録年代について」(『甲南大学
- 6 成立と構造』所収)など。 植松茂氏「髙橋氏文」(講座日本の神話二『日本神話の
- 7 (8) 三浦佑之氏「氏文と家伝」(古橋信孝氏編『日本文芸史』 朝男氏編古代文学講座十一『霊異記・氏文・縁起』所収) 板垣俊一氏「髙橋氏文」(古橋信孝氏・三浦佑之氏・森
- 9 I所収) 二〇九頁 神野志隆光氏「古代国家神話の完成」(『國語と國文学』
- 10 註(1)前掲書一〇七頁

第七十三巻第十一号)

11 (『日本思想史研究』第十号) 黒崎輝人氏「月次祭試論―神今食の成立を巡って―」

12

註(2)前掲書、小松馨氏「神宮祭祀と天皇祭祀―神宮

- 三節祭由貴大御饌神事と神今食・新嘗祭の祭祀構造―」 『國學院雜誌』 第九十一卷第七号]
- (11) 前揭論文三二~三三頁
- (4) 前揭論文五~六頁

14 13

- 16 15 勝田勝年氏「高橋氏文に関する一考察」(『立命館文学』 註(1)前掲書四八頁
- 第二巻第一号)
- <u>17</u> 多田一臣氏『古代国家の文学』二七五~二七八頁、 註(5)前掲論文

初出

- ないのは、舊辭に書かれていなかったためだと考える。 は「高橋氏文」(『古代文学』第二十一号) 膳氏の伝承と性格」(『日本古代氏族伝承の研究』続篇 日野昭氏は『古事記』がイハカムツカリの記事を記載し
- 20 初出は『日本書紀研究』第九冊) **徳光久也氏『上代日本文章史』六二五頁**
- 日本古典文學大系『日本書紀』上六〇四頁など
- 註(18)前掲書二八〇~二八一頁に『政事要略』通行本に 従い「淡路」と見るべき点が論じられている。 「淡」は信友以来「安房」を指すものと解されてきたが、
- $\widehat{24}$ 註 (5) 前揭論文

23

佐佐木信綱氏『上代日本文學史』上巻三九七頁

- 26 25 (1) 前掲書九六頁
- 註(5)前揭論文二一頁

27

もしくはともに、入字を脱せるにはあらざるか、又もとよ 註(1)前掲書に「こゝにも下にも、八坂媛と書るは、 卜部兼方『釋日本紀』巻第十など

り入を略て、申傳たりしにもあるべし、」(五一頁)とあ

- (2) 坂本太郎氏「纂記と日本書紀」(『史学雑誌』第五十六編 第七号『日本古代史の基礎的研究』上再録) る。
- 32 31 30 註(19)前掲書四〇七頁
  - **倉野憲司氏『日本文學史』第三巻一九六頁**
- 註(1)前掲書六四頁 (3) 前掲書五七頁
- 地理』第六拾弐巻第一號) 吉村茂樹氏「国司制度に於ける志摩守の特殊性」(『歴史 (18) 前掲書二八三~二八四頁

35

 $\widehat{34}$ 33

註(7)前掲書一一八頁

36

文中の『日本書紀』の引用は、日本古典文學大系によ